

府 中 市

循環型社会形成推進地域計画

令和2年11月30日

府 中 市

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	P1
1) 対象地域	
2) 計画期間	
3) 基本的な方向	
4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	P2
1) 一般廃棄物等の処理の現状	
2) 一般廃棄物等の処理の目標	
3 施策の内容	P4
1) 発生抑制、再使用の推進	
2) 処理体制	
3) 処理施設の整備	
4) 施設整備に関する計画支援事業	
5) その他の施策	
4 計画のフォローアップと事後評価	P12
1) 計画のフォローアップ	
2) 事後評価及び計画の見直し	

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1) 対象地域

構成市町村名	府中市
面積	29.43km ²
人口	260,757 人(令和元年 10 月 1 日現在)

2) 計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。なお、事業の進捗状況や目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

3) 基本的な方向

府中市は、東京都のほぼ中央、新宿副都心から西方約 22km の距離に位置し、面積は 29.43km²、多摩地域では 7 番目の大きさの市です。

大規模な工場が立地しているほか、都心への通勤にも便利なことから、宅地の割合が 56.2%と高い地域となっています。

本市では、平成 22 年 2 月に「ごみ改革」としてダストボックスの廃止、ごみ袋の有料化、戸別収集の開始を行いました。このごみ改革により、平成 22 年度の総ごみ量(集団回収量を除く)が前年度と比較して 9,448t(約 14%)削減され、大きな成果をあげました。また、令和元年度の総資源化率が 39.3%となっており、多摩地域平均 36.9%を上回っています。

今後は、府中市一般廃棄物処理基本計画に基づき、できる限り環境に負荷をかけず資源物を循環させる「循環型社会」の実現に向けた目標のもと、「循環型都市・府中」を目指して市民・事業者と協働しながら、廃棄物のより一層の発生抑制及び再生利用の推進と施策の展開を図ります。また、老朽化が進んでいる府中市リサイクルプラザ(中間処理施設)の計画的な施設整備を進めます。

4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市の燃やすごみは、一部事務組合である多摩川衛生組合(構成市:稲城市、狛江市、府中市、国立市)のクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っており、今後も現行の処理体制を基本に、クリーンセンター多摩川での中間処理を継続します。本市のごみの安定的処理に向けて、構成市としてクリーンセンター多摩川の施設延命化工事も注視しながら、安定操業の働きかけを引き続き行っていきます。

クリーンセンター多摩川における焼却処理によって発生する焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化に取り組んでおり、製造された

エコセメントは土木建築資材として利用されています。

今後のごみ処理の広域化・施設の集約化については、現状の広域的処理を継続するとともに、東京都の広域化・集約化計画に従い検討していきます。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

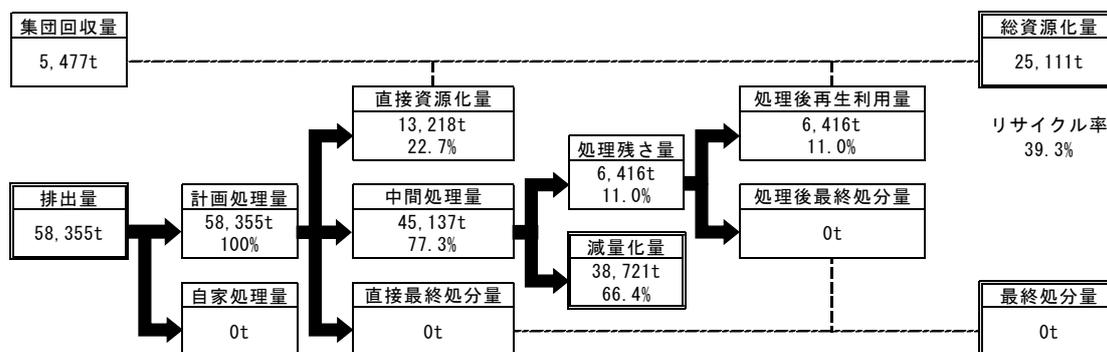
1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりです。

総排出量は、集団回収量も含め、63,832 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 25,111 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は 39.3%です。

中間処理による減量化量は 38,721 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 66.4%が減量化されています。また、中間処理量のうち、43,290 トンを焼却処理しています。

現在、クリーンセンター多摩川における焼却処理によって発生する焼却残さは、その中から鉄類を回収した後、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化することにより、埋立処分量は「ゼロ」となっています。焼却処理に伴って発生する熱エネルギーについては、ボイラ設備を通して熱回収し、発電及び蒸気による熱利用を行っています。



※端数処理の関係から、合計が一致しない箇所があります。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー(令和元年度)

2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとしします。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 ^{※1} ） （令和元年度）		目標（割合 ^{※1} ） （令和8年度）	
排 出 量	事業系 総排出量	8,515 トン		7,173 トン (-15.8%)	
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.77 トン/事業所		0.65 トン/事業所 (-15.6%)	
	生活系 総排出量	49,840 トン		49,236 トン (-1.2%)	
	1人当たりの排出量 ^{※3}	126.8 kg/人		124.6 kg/人 (-1.7%)	
合 計	事業系生活系排出量合計 58,355 トン		56,409 トン (-3.3%)		
再生利用量	直接資源化量	13,218 トン	(22.7%)	13,143 トン	(23.3%)
	総資源化量	25,111 トン	(39.3%)	24,892 トン	(40.0%)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	38,721 トン	(66.4%)	37,280 トン	(66.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン		0 トン	
人 口		260,757 人		261,202 人	
事 業 所 数		7,325 事業所		7,325 事業所	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・減量化量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

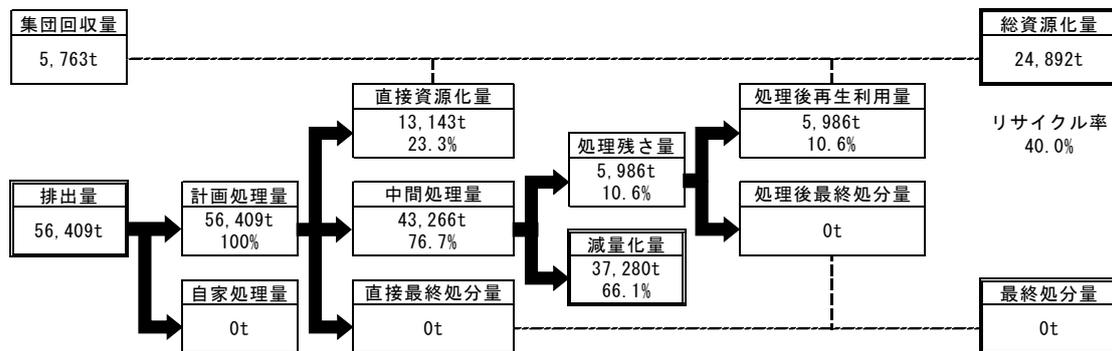


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和8年度)

3 施策の内容

1) 発生抑制、再使用の推進

(1) 有料化（事業番号 11）

平成 22 年 2 月 22 日にダストボックスを廃止して戸別収集を開始し、同時に家庭ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック)及び少量排出事業者の事業系ごみについて排出量に応じた手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により料金徴収を行っています。

また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別に手数料を課しており、処理券の購入代金により料金徴収を行っています。

指定収集袋の料金(手数料)については、現在まで改定していませんが、今後は家庭ごみの収集有料化導入の効果について適宜チェックを行い、必要に応じて適正な手数料について検討を行います。事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、周辺自治体の状況等も考慮しながら、適正な手数料について検討を行います。

表2 家庭ごみの袋の大きさと料金

単位：円/枚

区 分	5リットル (SS袋)	10リットル (S袋)	20リットル (M袋)	40リットル (L袋)
燃やすごみ	10	20	40	80
燃やさないごみ	10	20	40	80
容器包装プラスチック	5	10	20	40

表3 事業系ごみの袋の大きさと料金

単位：円/枚

区 分	23リットル (M袋)	45リットル (L袋)
燃やすごみ	120	250
燃やさないごみ	120	250
容器包装プラスチック	120	250

(2) 環境教育、普及啓発、助成（事業番号 12）

本市では、小学生を対象としたごみ処理施設見学やローラー作戦による説明、親子で参加する工作教室やごみ処理施設見学会、エコレシピ料理教室を通して環境教育を行っています。

また、ごみゼロキャンペーンや水切り推進キャンペーンなどの街頭キャンペーンを実施して普及啓発に努めています。

助成としては、集団回収実施団体への奨励金支給や生ごみ処理機購入者への補助金支給を行っています。

今後は、これらの施策を継続して実施するほか、これまでイベント開催に合わせて実施していたフードライブを安定的に実施するために、定期開催を目指します。

(3) マイバッグ運動・レジ袋対策（事業番号 13）

市民団体・販売店等の協力により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。今後もより広く取組を浸透させるため、イベント出展やマイバッグコンクール、スーパー店頭でのキャンペーンなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけるとともに、マイバッグ持参率調査を実施していきます。

また、令和 2 年 7 月のレジ袋有料化をマイバッグ持参の機運を高める契機と捉えて運動を強化するとともに、マイボトルの利用など 3R を意識した生活スタイルへの転換を呼びかけていきます。

(4) 再使用の推進（事業番号 14）

リサイクル自転車の輪業組合への販売のほか、NPO 法人府中リサイクル推進協会と協力して、商品展示販売コーナーや不用品の情報紹介を行う「リサちゃんショップけやき」の運営、おもちゃの病院や再生家具即売会の開催、イベントでのフリーマーケット開催を引き続き実施します。

(5) ごみ分別の推進（事業番号 15）

平成 29 年 3 月より小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電を「危険ごみ」として回収しているほか、小型家電のイベント時における回収も継続して実施します。また、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した使用済み小型家電の回収サービスを引き続き実施します。

表4 発生抑制、再使用の推進施策一覧

施策項目	施策内容	実施時期
有料化 (事業番号11)	家庭ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック）及び少量排出事業者の事業系ごみは指定収集袋、粗大ごみは処理券による料金徴収を引き続き実施します。指定収集袋の料金については、必要に応じて見直しを検討していきます。	平成21年度 から継続実施
環境教育 (事業番号12)	小学生を対象としたごみ処理施設見学や学校に出向いて授業として説明を行うローラー作戦、親子を対象とした親子3R教室を引き続き実施します。	平成5年度 から継続実施
普及啓発 (事業番号12)	イベントへの出展やごみゼロキャンペーン、ごみ減量対策・3R推進標語コンクールを行うほか、地域ごとにごみ対策推進員協議会を組織して水切り推進キャンペーンなどを実施して普及啓発に努めます。また、これまでイベント開催に合わせて実施していたフードドライブの定期開催を目指します。	昭和61年度 から継続実施
助成 (事業番号12)	集団回収を実施している団体及び業者に対する奨励金の支給や生ごみ処理機購入者への補助金の支給を引き続き実施します。	昭和54年度 から継続実施
マイバッグ 運動・レジ袋 対策 (事業番号13)	府中市民マイバッグクラブと協力してイベントでのブース出展やマイバッグコンクール、スーパー店頭でのキャンペーン及び持参率調査を引き続き実施します。また、レジ袋有料化を契機にマイバッグ運動を強化するとともに、マイボトルの利用など3Rを意識した生活スタイルへの転換を呼びかけていきます。	平成19年度 から継続実施
再使用の 推進 (事業番号14)	リサイクル自転車の輪業組合への販売のほか、NPO法人府中リサイクル推進協会と協力して、商品展示販売コーナーや不用品の情報紹介を行う「リサちゃんショップけやき」の運営、おもちゃの病院や再生家具即売会の開催、イベントでのフリーマーケット開催を引き続き実施します。	昭和56年度 から継続実施
ごみ分別の 推進 (事業番号15)	平成29年3月より小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電を「危険ごみ」として回収しているほか、小型家電のイベント時における回収、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した使用済み小型家電の回収サービスを引き続き実施します。	平成28年度 から継続実施

2) 処理体制

(1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 21）

分別区分及び処理方法については、表5のとおりです。

燃やすごみについては、多摩川衛生組合が保有するクリーンセンター多摩川にて焼却処理を行った後、焼却残さをエコセメント化しており、今後も現状の体制を継続します。

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物、容器包装プラスチックについては、本市が保有する府中市リサイクルプラザにて選別・破碎・圧縮処理をした後、委託・売却して再生しており、今後も現状の体制を継続します。

また、小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電については、平成 29 年 3 月より「危険ごみ」として回収しているほか、小型家電のイベント時における回収も継続して実施します。

なお、府中市リサイクルプラザについては、老朽化が進んでいることから、将来にわたり安定かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減を図るため、更新や統廃合などの検討を行い、計画的な施設整備を進めます。

(2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 22）

事業系ごみは、自らの責任で処理することが原則です。

延床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物(約 100 事業者)の所有者に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。収集運搬許可業者や多摩川衛生組合へ自己搬入を行う事業者に対しては、市指導員による排出指導や中間処理施設での搬入ごみ検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。

事業系指定収集袋(有料)で市のごみ収集に排出する事業者は、登録制としており、登録制度を活用した実態把握に基づき、ごみの減量・リサイクルを各事業者に促します。ルール違反のごみについては、家庭ごみと同様に収集対象外とし、市指導員による指導を徹底します。

また、事業系ごみの処理については、多摩川衛生組合の「ごみ受入基準」に基づき、収集運搬許可業者や自己搬入を行う事業者により搬入され、焼却施設で処理しており、今後も現状の体制を継続します。

(3) 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物の処理は行っていません。今後も現状の体制を継続します。

(4) 今後の処理体制の要点

- ◇ 府中市リサイクルプラザについて、安定かつ効率的に廃棄物を処理するため、更新や統廃合などの検討を行い、計画的な施設整備を進めます。
- ◇ 不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、容器包装プラスチック及び使用済み小型家電について、引き続き資源化を推進します。
- ◇ 事業系ごみについては、収集運搬許可業者や多摩川衛生組合へ自己搬入を行う事業者に対して、市指導員による排出指導や搬入ごみの検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。
- ◇ 延床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。

表5 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和元年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
燃やすごみ	焼却・エコセメント化	クリーンセンター 多摩川	東京たま広域資源 循環組合	29,363
燃やさないごみ	破碎・選別後 焼却・資源化	府中市 リサイクルプラザ	残さ： エコセメント化 資源物： 資源物（有価物 売却）	3,333
粗大ごみ	可燃性	焼却処理： クリーンセンター 多摩川		2,098
	不燃性	破碎・選別後 焼却・資源化		
びん	選別・破碎・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	売却	2,522
かん	選別・圧縮・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	売却	907
ペットボトル	選別・圧縮・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	売却	7
家庭廃食用油	資源化	売却		2
使用済みはがき	資源化	売却		86
有書ごみ	資源化	委託		3,818
雑誌・雑がみ	資源化	売却		1,708
段ボール	資源化	売却		1,020
古布・古着	資源化	売却		48
せん定した枝葉	資源化	委託		
落ち葉・下草	焼却・エコ セメント化	クリーンセンター 多摩川	東京たま広域資源 循環組合	燃やす ごみに 含まれる
おむつ			残さ： エコセメント化	
新聞	資源化	売却		751
危険ごみ	資源化	委託		81
紙パック	資源化	売却		52
容器包装プラスチック	選別・圧縮・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	委託	4,044
合計				49,840



今後（令和8年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
燃やすごみ	焼却・エコセメント化	クリーンセンター 多摩川	東京たま広域資源 循環組合	29,008
燃やさないごみ	破碎・選別後 焼却・資源化	府中市 リサイクルプラザ	残さ： エコセメント化 資源物： 資源物（有価物 売却）	3,292
粗大ごみ	可燃性	焼却処理： クリーンセンター 多摩川		2,072
	不燃性	破碎・選別後 焼却・資源化		
びん	選別・破碎・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	売却	2,491
かん	選別・圧縮・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	売却	896
ペットボトル	選別・圧縮・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	売却	7
家庭廃食用油	資源化	売却		2
使用済みはがき	資源化	売却		86
有書ごみ	資源化	委託		3,772
雑誌・雑がみ	資源化	売却		1,687
段ボール	資源化	売却		1,008
古布・古着	資源化	売却		47
せん定した枝葉	資源化	委託		
落ち葉・下草	焼却・エコ セメント化	クリーンセンター 多摩川	東京たま広域資源 循環組合	燃やす ごみに 含まれる
おむつ			残さ： エコセメント化	
新聞	資源化	売却		742
危険ごみ	資源化	委託		80
紙パック	資源化	売却		51
容器包装プラスチック	選別・圧縮・ 資源化	府中市 リサイクルプラザ	委託	3,996
合計				49,236

3) 処理施設の整備

上記2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な処理施設の整備を行います。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 府中市リサイクルプラザ	府中市リサイクルプラザ整備事業	約60 t /日	府中市四谷6丁目58番地 (市有地)	R6~R7

(整備理由)

施設の老朽化が進んでいることから、更新や統廃合などの検討を踏まえた計画的な施設整備を進めることで、安定かつ効率的な廃棄物処理体制の確保及び廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を図ります。

4) 施設整備に関する計画支援事業

上記3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行います。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	府中市マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る基本計画策定等事業	基本計画策定等	R3
	府中市マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る基本設計等事業	基本設計等	R4
	府中市マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る発注仕様書作成等事業	発注仕様書作成等	R5

5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

(1) 再生利用品の需要拡大事業（事業番号 41）

現在、クリーンセンター多摩川で発生した焼却残さは、東京たま広域資源循環組合にて全量エコセメント化を行っています。今後も本事業を安定的に実施するために、引き続き公共工事等へのエコセメントの利用促進を図ります。

(2) 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発（事業番号 42）

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行っています。また、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した使用済み小型家電の回収サービス等の利用を促すとともにイベント時における回収も継続して実施します。

(3) 不法投棄対策（事業番号 43）

特に不法投棄が多い地域については地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。

また、ごみ排出ルール徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高める取組を進めます。

(4) 災害時の廃棄物処理に関する事項（事業番号 44）

令和 2 年 1 月に府中市災害廃棄物処理計画を策定しました。

今後は、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制の構築に向けて検討を行います。

また、府中市リサイクルプラザが、水害ハザードマップの家屋倒壊等氾濫想定区域に位置することから、施設整備にあたっては浸水対策を講じることで重大な被害を回避するとともに、水害時の復旧対策や代替処理施設の確保等の施策を充実し、安定的な事業活動が継続できるよう水害対策を推進します。

4 計画のフォローアップと事後評価

1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、多摩川衛生組合、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

(添付資料一覧)

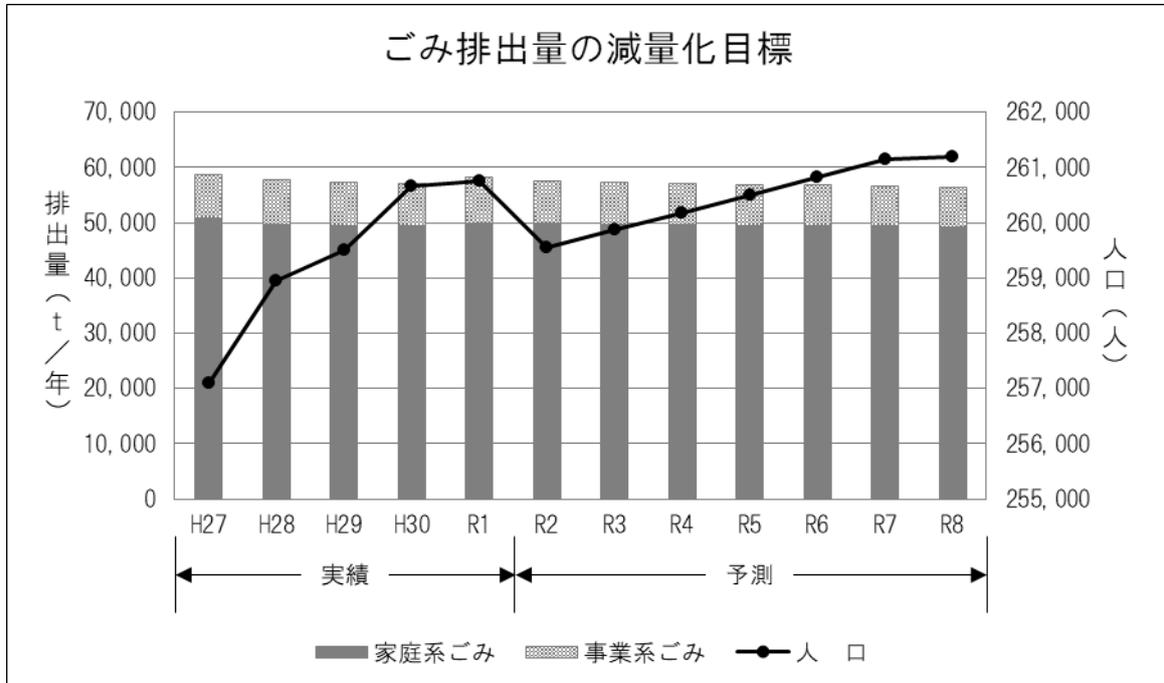
- 添付資料1 :対象地域図
 - 添付資料2 :目標の設定に関するグラフ等
 - 2-1 ごみ排出量の減量化目標
 - 2-2 再生利用の目標(リサイクル率)
 - 2-3 最終処分目標
 - 添付資料3 :分別区分説明資料
 - 添付資料4 :現有処理施設の概要
- ◎様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1
- 添付資料5 :指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
 - 5-1 減量化、資源化量の推移
 - 5-2 原単位の推移(総排出量)
 - 添付資料6 :地域内の施設の現況と予定(位置図)
- ◎様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2
- ◎様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 【参考資料様式1】 施設概要(マテリアルリサイクル施設系)
- 【参考資料様式7】 計画支援概要
- 添付資料7 :府中市水害ハザードマップ

■添付資料1 :対象地域図



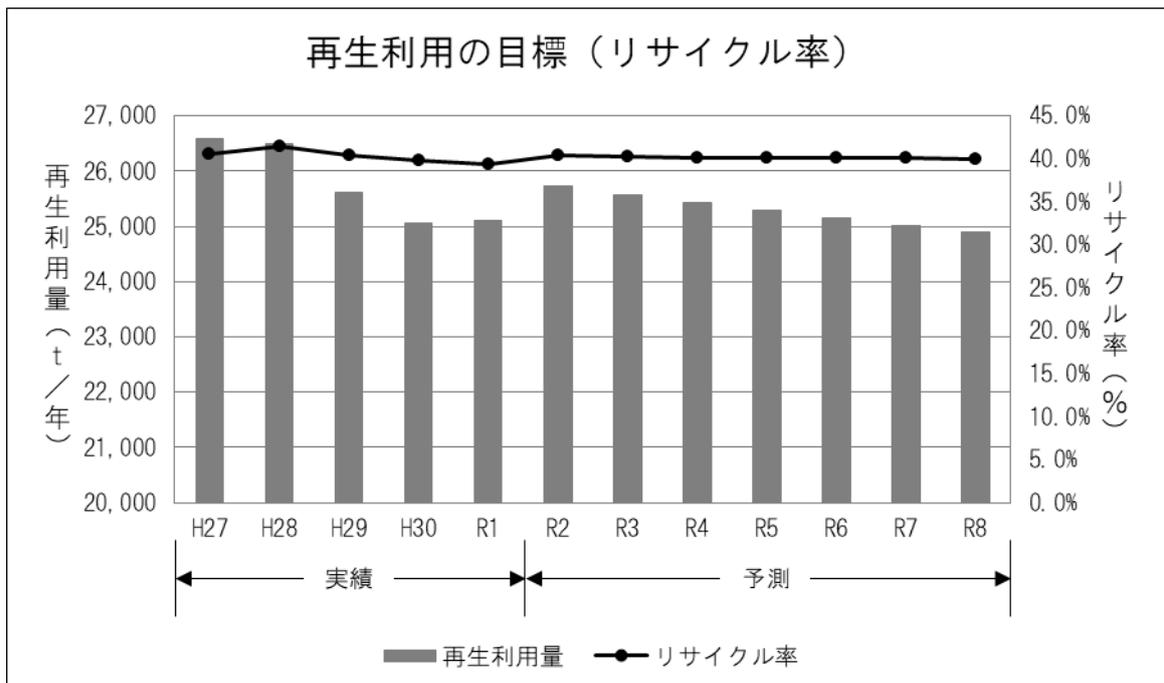
■添付資料2：目標の設定に関するグラフ等

2-1 ごみ排出量の減量化目標

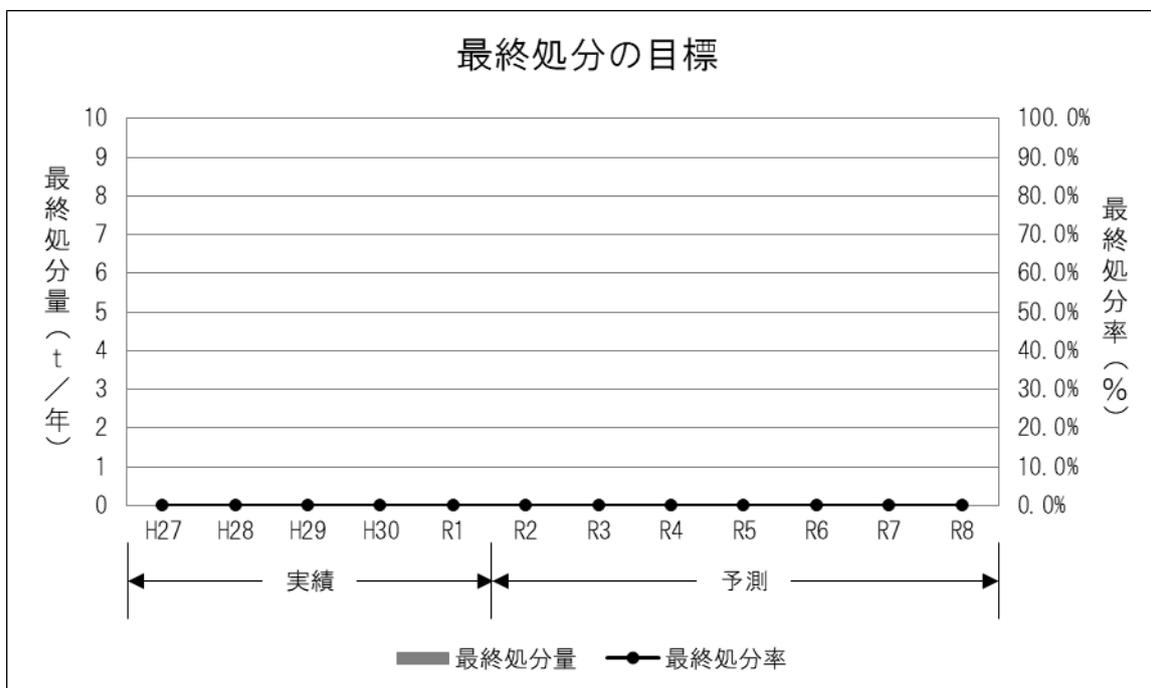


※令和2年度以降の人口と排出量は、府中市一般廃棄物処理基本計画(平成30年1月策定)の将来推計値です。

2-2 再生利用の目標(リサイクル率)



2-3 最終処分の目標



■添付資料3 : 分別区分説明資料

有料 燃やすごみ

収集回数: 週に2回

主な品目: 生ごみ、割りばしなどの木製品、ティッシュ、レシート(感熱紙)、汚れた紙、汚れが落ちない容器包装プラスチックなど



←みどり色の有料袋で出してください。

大きさ	販売価格(10袋1組)	1袋あたりの価格
SS袋(5リットル)	100円	10円
S袋(10リットル)	200円	20円
M袋(20リットル)	400円	40円
L袋(40リットル)	800円	80円

市指定の有料袋
(燃やすごみ用)

出すときの注意

- ❗ **生ごみは水を切って!**
※水切りネットやビニール袋などに入れたまま、指定袋に入れてもかまいません。
- ❗ **竹串などは先を折って!**
- ❗ **袋の口を縛って出してください。**
- ❗ **動物に荒らされたり、風などでごみが飛散しないようにするため、できる限り指定袋をネットや容器などに入れて出してください。収集後のネットや容器が風などで飛ばされないようにしてください。**



20

有料 燃やさないごみ

収集回数: 2週に1回

主な品目: 金属やゴム、ガラス、茶わん、靴、**☒**マークがついていないプラスチック製品など

❗ 最大辺40cm(電気製品は30cm)以上のものは粗大ごみです。→詳しくは27ページ



←オレンジ色の有料袋で出してください。

大きさ	販売価格(10袋1組)	1袋あたりの価格
SS袋(5リットル)	100円	10円
S袋(10リットル)	200円	20円
M袋(20リットル)	400円	40円
L袋(40リットル)	800円	80円

市指定の有料袋
(燃やさないごみ用)

出すときの注意

- ❗ **かさなど棒状のもの**
棒状のもので長くて指定袋に入りきらないものは、一部を有料袋に入れて出してください。必ず袋の口を縛って出してください。
※棒状のもので長さが80cm以上あるものは粗大ごみとして出してください。
- ❗ **電気製品**
電気製品やおもちゃなどに電池やバッテリーが入っているものは、必ず電池やバッテリーを抜いてください。
①乾電池は有害ごみとして出してください。
②充電式の小型家電(30cm未満のもの)は危険ごみとして出してください。
③最大辺が30cm以上あるものは粗大ごみとして出してください。
- ❗ **刃物・割れ物**
包丁や割れ物は厚紙などで包み、それぞれ「刃物」「割れ物」などと書いて、危険のないようにして指定袋に入れてください。
- ❗ **袋の口を縛って出してください。小袋に入れず、直接ばらで入れてください。**
- ❗ **燃やさないごみは破砕処理しています。充電式電池やスプレー缶などが混入していると火災が発生する危険がありますので、必ず分別してください。**
- ❗ **電球・白熱球・LEDランプ・グローランプは燃やさないごみです。**



21

有料 容器包装プラスチック

回収回数:週に1回

容器包装プラスチックとは...

- 商品を包んでいる包装類または商品が入っている容器類でプラスチック製のもの ●ビニール袋
- こん包用の発泡スチロール (大きな発泡スチロールは、砕いて袋に入れてください)

主な品目:  **マークがあるもの**
惣菜のパック、お菓子の袋、シャンプーなどのボトル類など



←ピンク色の有料袋で出してください。

大きさ	販売価格 (10袋1組)	1袋あたりの価格
SS袋 (5リットル)	50円	5円
S袋 (10リットル)	100円	10円
M袋 (20リットル)	200円	20円
L袋 (40リットル)	400円	40円

市指定の有料袋
(容器包装プラスチック用)

これらは容器包装プラスチックではありません

- ❗ 水ですすいでも汚れが落ちないものは燃やすごみで出してください。
- ❗ 弁当などの食べ残しは燃やすごみへ!
- ❗ 歯磨き粉のチューブなど洗えないものは燃やすごみとして出してください。
- ❗ それ自体がプラスチックでできた製品は燃やさないごみです。(ハンガー、カセット、CDケース、タッパー、おもちゃなど)
- ❗ 袋の口を縛って出してください。小袋に入れず、直接ばらで入れてください。袋が風などで飛ばされないようにしてください。

22

無料 危険ごみ (ライター・スプレー缶・小型充電式電池)

回収回数:4週に1回

品目:ライター、スプレー缶などが含まれるもの、小型充電式電池、充電式の小型家電 (30cm未満のもの) など

- ❗ ライター・スプレー缶・充電式電池などの危険ごみが、他のごみに混入し発火することで、収集車両やごみ処理施設の火災の原因になることから、分別排出の徹底をお願いします。
- 充電式電池は、絶縁してリサイクル協力店にお持ちになるか、危険ごみとして出してください。
- また、充電式電池が取り外せない小型家電は、危険ごみで出してください。



ライター、スプレー缶
スプレー缶は穴を開けずに出してください。



小型充電式電池



充電式の小型家電 (30cm未満のもの)



❗ 中身を使い切って出してください。中身が使い切れない場合は、「中身あり」と表示してください。



かごなどの容器に入れるか透明か半透明の袋に入れて出してください。



注 これらは危険ごみではありません

刃物、はさみや割れたコップなどの鋭利なものは、「危険ごみ」ではありません。鋭利なものは、厚紙や新聞紙で包んで「刃物」、「割れ物」などと書いて「燃やさないごみ」の指定収集袋に入れて出してください。

23

新聞 無料
 収集回数 4週に1回

ひもで十字に縛って出してください。(折り込みチラシは一緒に束ねても可)

段ボール 無料
 収集回数 2週に1回

平らに開いてからひもで十字に縛って出してください。
 断面が波形になっているのが段ボールです。破くても段ボールでない紙は雑がみとして出してください。

紙パック 無料
 収集回数 週に1回

①洗う ②切り開く
 ③乾かす ④十字に縛る

中が銀色や茶色のものは、雑やすごみとして出してください。

古布 無料
 収集回数 週に1回

45ℓまでの透明か半透明のビニール袋に入れて、十字に縛って出してください。
 キルティングや毛布のような毛足の布は雑やすごみ(毛入ごみ)に区分して出してください。古布は巻かれる状態であればボタンなどをつけたまま出してください。(タオルケットも可)
 古布、古着は濡れるとリサイクルできないため、雨の日はおささないでください。

雑誌・雑がみ 無料
 収集回数:2週に1回

紙類は雨の日で濡れていても回収しますので、いつもと同じ場所に出してください。
 ●雑誌・本 ひもで十字に縛って出してください。

●雑がみ
 雑誌の間に挟むか、ひもで十字に縛って出してください。雑がみが飛び散るようであれば、紙袋に入れ、十字に縛ってください。

防水加工の紙やカーボン紙、感熱紙、においについての紙(洗剤の箱)、書きよめの紙、点字の紙は、雑やすごみとして出してください。

●シュレッダーした紙
 透明か半透明のビニール袋(45ℓまで)に入れるか、紙袋に入れ「シュレッダー紙」と表示して出してください。袋の口は閉じてください。

宅配ピザの箱やケーキの箱など汚れの付着したものは、雑やすごみとして出してください。

びん 無料
 収集回数:2週に1回

品目: 飲食物のびん、化粧品のびん

戸建住宅
 集合住宅

かごなどの容器に入れて出してください。

① ふたをはずして、水ですすいでください。
 ※金属製のふたは雑やすごみとして、プラスチック製のふたは容器包装プラスチックとして出してください。

市指定のびんケースに入れて出してください。

かん 無料
 収集回数:2週に1回

品目: 飲食物のかん

戸建住宅
 集合住宅

かごなどの容器に入れて出してください。

① 水ですすいでください。
 ② つぶさないで出してください。
 ③ かんの中に、かんを入れないでください。
 ※飲食物の缶以外は雑やすごみです。(ただし、最大辺 40cm 以上は粗大ごみ) かごなどの容器に入れて出してください。

※びん・かん・ペットボトルは、レジ袋に入れて

ペットボトル 無料
 収集回数:2週に1回

このマークがあるものがペットボトル

戸建住宅
 集合住宅

かごやネットなどの容器に入れて出してください。

出すときの注意

① キャップをはずす ② ラベルをはがす ③ すすぐ ④ つぶす

はずしたキャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出してください。

出すことはできません。

有害ごみ
無料

品目:蛍光灯、乾電池、水銀体温計など水銀を含むもの



① 蛍球・白熱球・LEDランプ・クロールランプは燃やさないごみです。

② 残液などで固めた場合は、燃やさないごみとして出してください。

③ 食用油以外の油、オイルや飲食店などの営業活動で発生した食用油は引き取りません。専門業者に処理を依頼してください。

④ 容器は回収できません。

【設置場所】
●市役所 ●各文化センター
●旧府中グリーンプラザ分館

家庭廃食用油
無料

毎月1回
(拠点回収)



原則として、毎月第4日曜日の午前9時～午前11時
※12月は第3日曜日 回収場所:各文化センター

使用済みはがき
無料
(拠点回収)



① 専用の回収箱に入れてください。

使用済みインクカートリッジ
無料
(拠点回収)



① 専用の回収箱に入れてください。

対象メーカー
(純正カートリッジに限ります。)
ブラザー、キャノン、エプソン、日本ビクター、パナソニック

【設置場所】 ●市役所西玄関

せん定した枝葉
5束まで無料



① 長さ60cm以内、直径30cm以内の大きさに求めてください。

② 粗大ごみコールセンターへの電話申込み(詳しくは27ページ)が必要です。申込み前に収集日をお知らせします。※インターネットでの申込みはできません。

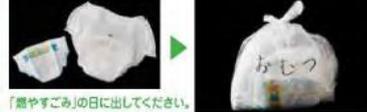
③ 「直径が5cm以上の枝」や「根」「幹」などは市では収集できません。専門業者に処理を依頼してください。

※リサイクルプラザへの持込みも可能です(1日1回)。
※個人で自宅の庭木などをせん定した場合は、園芸業者などにせん定を依頼した場合は、その業者が「事業系ごみ」として処理してはなりません。

事前申込み制

おむつ
無料

収集回数
週に2回

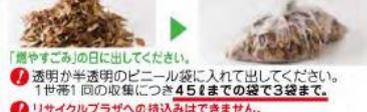


① 「燃やすごみ」の日に出してください。

② 45ℓまでの透明が半透明の袋に入れて「おむつ」と書いて出してください。

落ち葉・下草
無料

収集回数
週に2回



① 「燃やすごみ」の日に出してください。

② 透明が半透明のビニール袋に入れて出してください。1世帯1回の収集につき45ℓまでの袋で3袋まで。

③ リサイクルプラザへの持込みはできません。

④ 集合住宅等で大量に排出する場合は(10袋以上)、事前にごみ減量推進課管理係(335-4400)までご連絡ください。

個人で自宅周辺を掃除したごみ
無料



個人で公道など自宅周辺を掃除したごみは、市役所・各文化センターで配布しているボランティア袋に入れていただければ、無料で収集します。燃やすごみと燃やさないごみの2種類に分けて、通常のごみ収集日、月・火・木・金曜日の朝8時までに自宅のごみ排出場所へ出してください。※家庭から出たごみは入れないでください。※団体の清掃活動にはご利用できません。

有料 粗大ごみ 電話等での申込みと、粗大ごみシールの購入が事前に必要となります
粗大ごみコールセンター 03-6424-4645

粗大ごみとは最大辺40cm(電気製品は30cm)以上のものです

なお、特殊のものについては、長さ90cm以上です
※最大辺とは、品物の最も長い1辺のことです
※切断や解体しても粗大ごみになります—
(切断や解体前の状態を判断してください)



府中市民の方が一般家庭で使用された物が対象であり、事業等で使用したものは出せません

●粗大ごみシールを購入できるのは、次の場所と粗大ごみシール取扱店になります。
●粗大ごみシール取扱店は、粗大ごみシール取扱店(P.29～31)をご覧ください。

粗大ごみシール取扱場所と時間		
市役所西玄関ごみ減量推進課 (宮西町2-24)	月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)	午前8時30分～午後5時
府中市リサイクルプラザ (四谷6-5B)	月曜日～金曜日(年末年始は除く) 第2・4土曜日 ※荒天等により中止となる場合があります。	午前9時～午後4時 午前9時～午前11時30分
各文化センター(市内11箇所)	毎日(祝日、臨時休業日、年末年始は除く)	午前8時30分～午後9時
市政情報センター (宮町1-100 ル・シーニュ5階)	月曜日～金曜日 (年末年始及びル・シーニュ休業日は除く) 土曜日・日曜日、祝日、振替休日	午前8時30分～午後7時30分 午前9時30分～午後6時

粗大ごみの排出手順

- 申込み 粗大ごみコールセンターへ**
【電話番号】 03-6424-4645
【受付時間】 午前8時から午後7時まで(月曜日から土曜日) ※年末年始を除く
申込み時に、①受付番号、②収集日、③必要なシールの種類・枚数をお知らせします。
- シールの購入**
申込み時に指定された場所・枚数の粗大ごみシールを、収集日前までに取扱店で購入します。
※粗大ごみシールの購入は石碓処理場所及びP.29～31の粗大ごみシール取扱店へ。
直接搬入を希望される方
府中市リサイクルプラザに直接搬入できます。(府中市四谷6-5B 電話番号:042-365-0602)
※ 月曜日から金曜日(年末年始は除く)
※ 第2・4土曜日(午前9時から午後4時まで) ※ 荒天等により中止となる場合があります。
※ 所管地区の方がお申し込みください。免許等が必要となります。
※ 荷降ろしと指定場所までの運搬は、持ち込み者に行わさせていただきます。
※ 1世帯あたり1日に10個まで持ち込みが可能です。
- 収集日に排出**
「受付番号(収集日)」を記入した粗大ごみシールを貼って、収集日当日の午前8時30分までに排出します。
※ 集合住宅の場合は、集積場所もしくは建物の入り口付近に出してください。

出す時の注意



① 蛍光灯、電池は「有害ごみ」、油類、バッテリーは市で回収できませんので、外して分別して排出してください。

② 解体しても粗大ごみとなります。

③ 大量に出すときは、専門の処理業者に依頼してください。

■添付資料4 : 現有処理施設の概要

区 分	施設概要
施設名	府中市リサイクルプラザ
所在地	東京都府中市四谷6丁目58番地
竣工年月	(選別棟) 平成7年3月
	(資源棟) 平成18年3月
	(管理棟) 平成9年6月
処理方式	(選別棟) 不燃物：選別・資源化 容プラ：選別・圧縮・梱包・資源化
	(資源棟) 容プラ：選別・圧縮・梱包・資源化 不燃物：選別・破碎・資源化 粗大ごみ：選別・破碎・資源化 びん：選別・破碎・資源化 かん：選別・圧縮・資源化 ふとん：選別・破碎
	(管理棟) ペットボトル：選別・圧縮・梱包・資源化
処理能力	(選別棟) 60.0 t / 5 h (日)
	(資源棟) 57.4 t / 5 h (日)
	(管理棟) 4.6 t / 5 h (日)

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	府中市地域	(2) 地域内人口	260,757人	(3) 地域面積	29.43km ²
(4) 構成市町村等名	府中市	(5) 地域の要件*	人口	面積	沖積 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し： 設立（予定）年月日：				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)							目 標
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	8,020	8,004	7,782	7,589	8,515	7,173	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.72	0.66	0.65	0.68	0.77	0.65	
	生活系 総排出量(トン)	50,761	49,785	49,456	49,519	49,840	49,236	
	1人当たりの排出量(kg/人)	130.5	124.8	125.1	125.5	126.8	124.6	
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	58,781	57,789	57,238	57,108	58,355	56,409		
再生利用量	14,207(24.2%)	13,780(23.8%)	13,408(23.4%)	13,297(23.3%)	13,218(22.7%)	13,143(23.3%)		
エネルギー回収量	26,579(40.6%)	26,500(41.4%)	25,623(40.5%)	25,066(39.9%)	25,111(39.3%)	24,892(40.0%)		
減量化量	—	—	—	—	—	—		
埋立最終処分量(トン)	38,849(66.1%)	37,504(64.9%)	37,566(65.6%)	37,730(66.1%)	38,721(66.4%)	37,280(66.1%)		
エネルギー回収量	—	—	—	—	—	—		
減量化量	—	—	—	—	—	—		
埋立最終処分量(トン)	0	0	0	0	0	0		

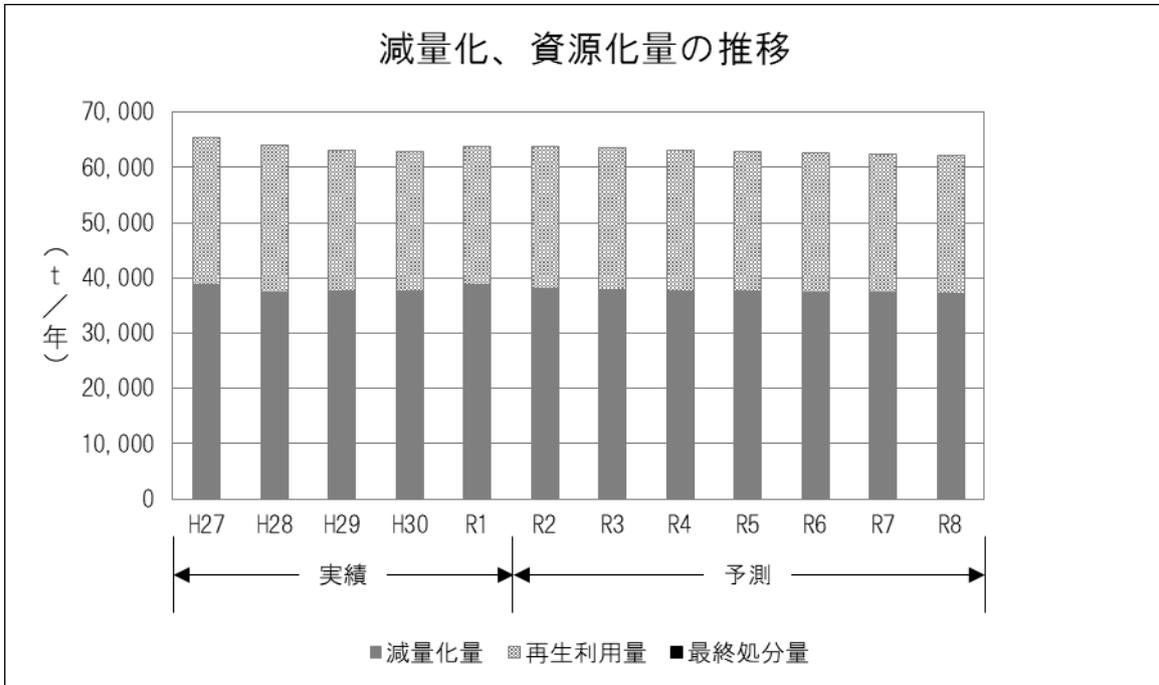
※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

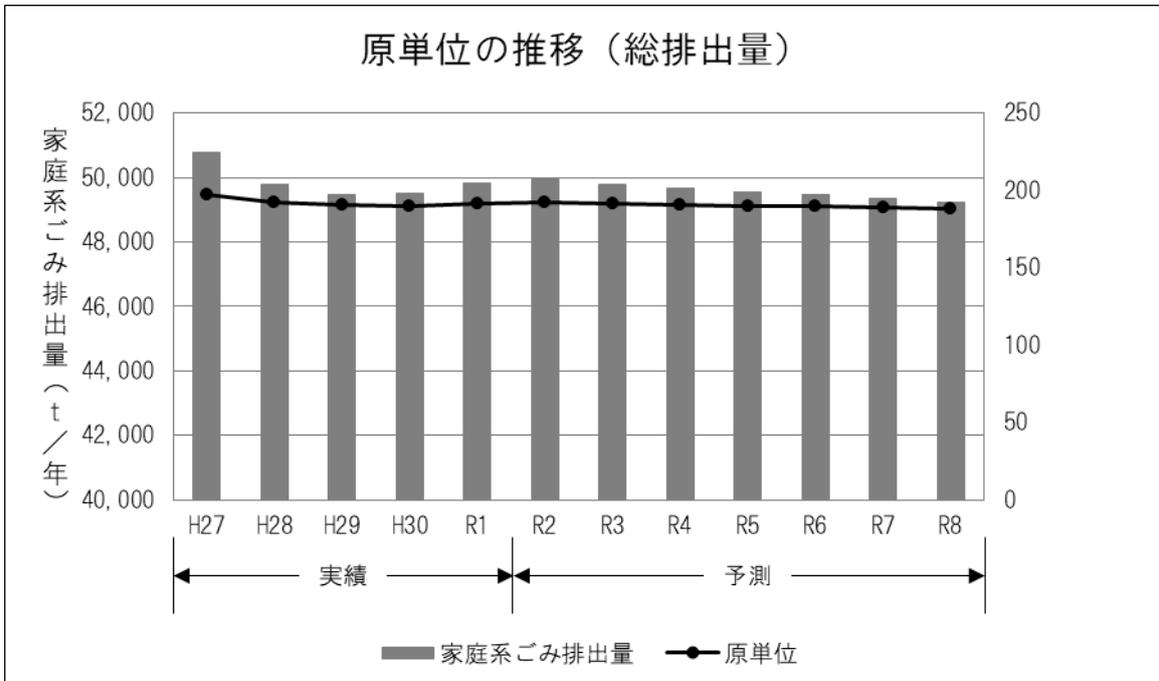
--

■添付資料5：指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

5-1 減量化、資源化量の推移



5-2 原単位の推移(総排出量)



■添付資料6 :地域内の施設の現況と予定(位置図)



府中市リサイクルプラザ

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表2（令和元年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規 模	事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備 考			
				単位	開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 7年度		
○マテリアルリサイクル等に関する事業							2,551,340	0	0	0	172,700	2,378,640	2,359,720	0	0	0	550	2,359,170	
リサイクルセンター							2,551,340	0	0	0	172,700	2,378,640	2,359,720	0	0	0	550	2,359,170	
破碎・選別施設整備	1	府中市	60	t/d	R6	R7	2,551,340				172,700	2,378,640	2,359,720				550	2,359,170	
○施設整備に関する計画支援事業	31	府中市			R3	R5	105,100	25,100	65,000	15,000			105,100	25,100	65,000	15,000			
合 計							2,656,440	25,100	65,000	15,000	172,700	2,378,640	2,464,820	25,100	65,000	15,000	550	2,359,170	

※1 事業番号については、計画本文3（3）表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	ごみの有料化	生活系ごみ、事業系ごみの有料化により発生抑制を図ります。今後は必要に応じて料金（手数料）の見直しを検討します。	府中市	R3	R7		有料化によるごみの発生抑制の継続					
								料金改定の検討					
	12	環境教育	小学生を対象としたごみ処理施設見学会や学校に向いて授業として説明を行うローラー作戦等を実施します。	府中市	R3	R7		ごみ処理施設見学会、ローラー作戦の実施					
	12	普及啓発	①ごみゼロキャンペーン、水切り推進キャンペーンなどの街頭キャンペーンを実施して普及啓発に努めます。 ②フードドライブの安定的な定期開催を目指します。	府中市	R3	R7		街頭キャンペーンの実施による普及啓発					
								フードドライブの定期開催の検討					
	12	助成	集団回収を実施している団体等に対する奨励金の支給や生ごみ処理機購入者への補助金の支給を実施します。	府中市	R3	R7		補助金支給の継続実施					
マイバッグ運 動・レジ袋対 策	13		①イベントでのブース出展、マイバッグコンクール、スーパー店頭でのキャンペーン及び持参率調査を実施します。 ②レジ袋有料化を契機にマイバッグ運動を強化するとともに、3Rを意識した生活スタイルへの転換を呼びかけます。	府中市	R3	R7		マイバッグコンクールなどの実施 及び持参率調査の実施					
							3Rを意識した生活スタイル転換の呼びかけ						
	14	再使用の推進	リサイクル自転車の輪業組合への販売や関係団体と協力したリサイクルマーケット等の運営、再生家具の即売会及びフリーマーケットの開催を実施します。	府中市	R3	R7		リサイクル自転車の販売、再生家具の即売会 及びフリーマーケットの開催					
15	ごみ分別の推進	使用済み小型家電のイベント回収、小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電の収集による資源化を継続します。	府中市	R3	R7		使用済み小型家電のイベント回収 及び収集による資源化						
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	生活系ごみ	①焼却残さのエコセメント化による有効利用を継続します。 ②現行の分別区分を継続し、今後も資源化を推進します。 ③府中市リサイクルプラザの計画的な施設整備を進めます。	府中市	R3	R7		エコセメントによる資源化の継続					
							現行の分別区分による資源化の推進						
22	事業系ごみ	①許可業者による収集や自己搬入を行う事業者の排出指導や搬入ごみ検査による適正なごみ分別及び排出指導を徹底します。 ②延床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。	府中市	R3	R7		府中市リサイクルプラザの計画的な施設整備						
							適正なごみ分別及び排出指導の徹底						
事業用大規模建築物の所有者に対する 廃棄物管理責任者の選任義務付け							事業用大規模建築物の所有者に対する 廃棄物管理責任者の選任義務付け						
	1	府中市リサイクルプラザ	府中市リサイクルプラザ（マテリアルリサイクル推進施設）の老朽化が進んでいることから、更新や統廃合などの検討を踏まえた計画的な施設整備を進めます。	府中市	R6	R7	○	建設工事					
施設整備に係る計画 支援に関するもの	31	1の計画支援	1の施設整備に必要な基本計画策定等、基本設計等及び発注仕様書作成等の計画支援事業を実施します。	府中市	R3	R5	○	基本計画 策定等	基本設計 等	発注仕様 書作成等			
その他	41	再生利用品の 需要拡大事業	焼却残さは、東京たま広域資源循環組合にて全量エコセメント化を行っています。今後も本事業を安定的に実施するために、引き続き公共工事等へのエコセメント利用促進を図ります。	府中市	R3	R7		エコセメントの利用促進					
	42	廃家電・使用 済み小型家電 のリサイクル に関する普及 啓発	①家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行います。 ②使用済み小型家電のリサイクルについては、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した回収サービス等の利用を促します。	府中市	R3	R7		家電リサイクル法に基づく再商品化の普及啓発					
								小型家電の宅配便を活用した回収サービスの利用促進					
	43	不法投棄対策	①特に不法投棄が多い地域については地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。 ②ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高める取組を進めます。	府中市	R3	R7		地域との連携による監視体制の強化					
情報発信等による不法投棄に対する関心を 地域全体で高める取組の推進													
44	災害時の廃棄物 処理に関する 事項	災害廃棄物の広域的処理体制の確保を図るとともに、地域内及び周辺地域との連携体制の構築に向けた検討を行います。	府中市	R3	R7		広域的処理体制の確保、地域内及び周辺地域 との連携体制の構築						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3（3）表6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	府中市
(2) 施設名称	府中市リサイクルプラザ
(3) 工期	令和6年度～令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 60t/日
(5) 処理方式	選別・圧縮梱包・破碎・資源化
(6) 地域計画内の役割 ※1	安定かつ効率的な廃棄物処理体制の確保、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	2,551,340千円
------------	-------------

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	府中市		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため		
(3) 事業名称	府中市マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る基本計画策定等事業	府中市マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る基本設計等事業	府中市マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る発注仕様書作成等事業
(4) 事業期間	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(5) 事業概要	基本計画策定 PPP/PFI導入 可能性調査	生活環境影響調査 地質調査 測量 基本設計	発注仕様書作成 PPP/PFI事業 者選定
(6) 事業計画額	25,100千円	65,000千円	15,000千円

府中市 水害ハザードマップ

Flood Hazard Map of Fuchu City

洪水に備える3つのポイント

- 防災情報を積極的に収集しよう!
- 避難のタイミングは自分自身で決めること
- ハザードマップは無くさない

府中市水害ハザードマップは、国土交通省が公表している「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図」を基に、台風や大雨などによって多摩川が氾濫したことを想定して示した図です。
あらかじめ避難方法や避難場所を確認しておき、いざという時に役立てていただくために作成しました。

府中市ホームページ
大規模な災害発生時には、災害用トップページに切り替わります。
URL: <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

下記の二次元コードを読み取るとホームページにアクセスします。
QRコード: 携帯電話、スマートフォン

発行 令和2年5月 府中市行政管理部防災危機管理課
〒183-0056 府中市寿町1丁目5番地 府中市中央防災センター内 電話 042-364-4111 (代表) 042-335-4098 (直通)

府中市 リサイクルプラザ

凡例

	指定緊急避難場所(洪水)
	防災行政無線
	地下横断道路(アンダーパス)
	府中市役所
	警察署
	交番・駐在所
	消防署・消防出張所
	防災センター(消防団詰所)
	救急病院
	病院
	立ち退き避難の方向
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	重要水防施設
1 2 3	川の流れが強く当たる場所で河岸が侵食される危険性がある
2	関戸橋の影響により堤防の高さが不足している
3 5 6	以前は川であったところが現在では堤防となっている
4	大丸用水堰(農業用水)が洪水時に流れの障害物となる
5 6	洪水により堤防の法面が崩れるまたは滑りが生じる可能性がある

多摩川浸水想定区域図(想定最大規模)

この地図は、国土交通省が公表している「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」を基に、台風や大雨によって引き起こされる多摩川の氾濫により浸水が想定される区域と浸水深を示した図です。

想定最大規模とは…
雨の降り方が類似する同じ地域内で観測された過去最大の大雨(多摩川の流域で48時間の総雨量588mm)が降った場合に、多摩川が氾濫したことを想定しています。

避難のタイミングを逃さない

多摩川が氾濫した場合に自宅のある場所がどの程度危険なのかを理解して、どのように避難すれば命を守ることができるかを確認しておきましょう。

避難行動指針チェックチャート

水害からの避難には、「立ち退き避難」と「屋内安全確保」という2つの方法があります。
「避難行動指針チェックチャート」では、自宅の場所と建物の構造から浸水危険度を判定して、避難行動指針を提示します。

1 水害ハザードマップから、自宅や職場の浸水想定の色(浸水深)を確認する。

浸水深の想定と目安

5.0m~10.0m	2階の天井以上まで浸水する程度
3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の天井近くまで浸水する程度
0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の天井まで浸水する程度
0m~0.5m未満	1階の床下まで浸水する程度

2 自宅や職場の浸水想定の色と建物の構造から浸水危険度を判定する。

- 木造建築と鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート建築では、氾濫流に対する建物の耐久性が異なります。
- 2階建て以上の場合、下階が水没しても浸水しない部屋(上階)があれば屋内での安全確保を行うことができますが、確実に安全が保障できる避難方法ではありません。

浸水が想定されていない区域

木造建築	危険度 D
鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート建築	危険度 D

<p>浸水深が0m~0.5m未満の区域 1階の床下まで浸水する程度</p> <p>木造建築 危険度 C</p> <p>鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート建築 危険度 C</p>	<p>浸水深が0.5m~3.0m未満の区域 1階の床から1階の天井まで浸水する程度</p> <p>木造建築 危険度 A</p> <p>鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート建築 危険度 B</p>
<p>浸水深が3.0m~5.0m未満の区域 1階の天井から2階の天井近くまで浸水する程度</p> <p>木造建築 危険度 A</p> <p>鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート建築 危険度 B</p>	<p>浸水深が5.0m~10.0mの区域 2階の天井以上まで浸水する程度</p> <p>木造建築 危険度 A</p> <p>鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート建築 危険度 A</p>

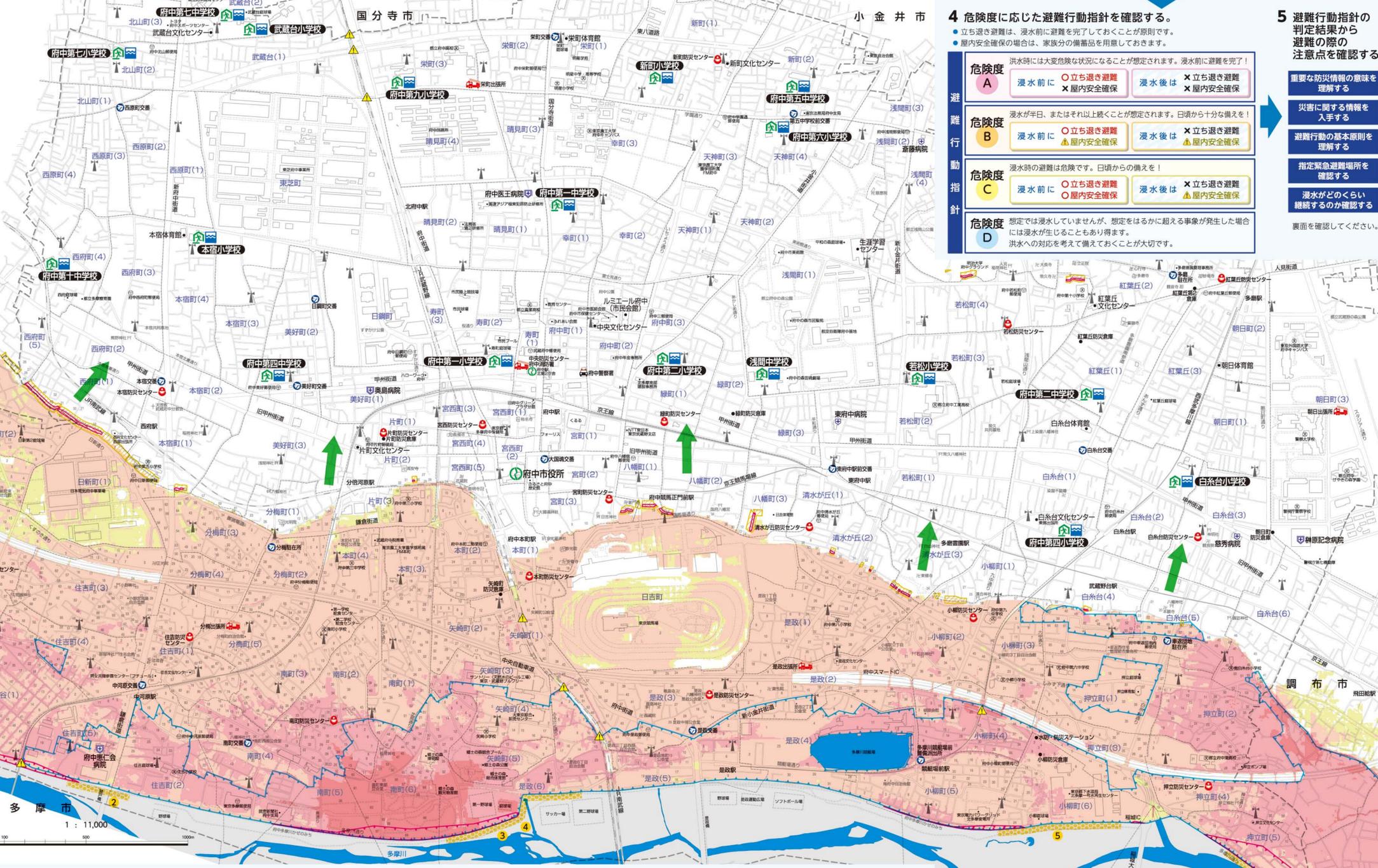
3 氾濫流による家屋倒壊の想定区域の外(内)か確認し、自宅や職場の危険度を判定する。

※家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
氾濫流の衝撃により建物が流失してしまうと想定される範囲

※家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
氾濫流により河岸の侵食を受け、建物や土地が流失してしまうと想定される範囲

氾濫流により木造家屋の倒壊を引き起こす区域

氾濫流により河岸が侵食され住宅の倒壊を引き起こす区域



4 危険度に応じた避難行動指針を確認する。

● 立ち退き避難は、浸水前に避難を完了しておくことが原則です。
● 屋内安全確保の場合は、家族分の備蓄品を用意しておきます。

危険度 A	浸水前に ○立ち退き避難 ×屋内安全確保	浸水後は ×立ち退き避難 ×屋内安全確保
危険度 B	浸水前に ○立ち退き避難 ▲屋内安全確保	浸水後は ×立ち退き避難 ▲屋内安全確保
危険度 C	浸水前に ○立ち退き避難 ○屋内安全確保	浸水後は ×立ち退き避難 ▲屋内安全確保
危険度 D	想定では浸水していませんが、想定をはるかに超える事象が発生した場合には浸水が生じることもあり得ます。洪水への対応を考えて備えておくことが大切です。	

5 避難行動指針の判定結果から避難の際の注意点を確認する。

- 重要な防災情報の意味を理解する
- 災害に関する情報を入力する
- 避難行動の基本原則を理解する
- 指定緊急避難場所を確認する
- 浸水がどのくらい継続するかの確認する
- 裏面を確認してください。

【地図をご覧いただく際の注意】
● 浸水の予想範囲や深さ、家屋倒壊等が想定される区域は、任意の想定によるシミュレーションの計算結果であり、必ずしも想定通りに浸水するものではありません。
● 浸水が予測されない範囲の安全性を示すものではありません。
● 想定範囲以外でも、状況により浸水や家屋倒壊等が起こる可能性があります。
● 想定範囲や程度は、雨の降り方や土地の開発、河川の整備等により変化することがあります。

※「多摩川浸水想定区域図」についての詳細のお問合せは、下記までお願いします。
国土交通省関東地方整備局京浜川河川事務所 電話: 045-503-4000

土砂災害について

【土砂災害】
● 前兆現象(前ぶれ)
★ けがけに亀裂や影が現れる。
★ 小石の落下や水の噴き出し、異常音や山鳴り、地鳴りが聞こえる。
★ 湧き水が急激に増える、濁る、枯渇するなど普段と異なる状態が認められる。

【土砂災害】
● けがけ崩れ(土砂災害)における避難情報の発令について
東京都気象庁は、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まった場合に、土砂災害警戒情報を発表します。市は、現地の状況や土砂災害警戒情報などを考慮し、避難勧告などを発令します。

急傾斜地崩壊危険箇所・区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の斜面で、崩壊した場合に人家等に被害が生ずる「けがけ崩れ」が発生するおそれのある箇所を急傾斜地崩壊危険区域といひ、立木竹の伐採や土砂の採取等の行為が制限されます。

【この図面の作成にあたっては、国土整理院の承認を得て、国土整理院の提供したデータ(地形データ、河川データ、土地利用データ、建物データ、人口データ)を基に作成しました。(※図面番号 甲299番、第309号)】
地図調製 東京都建設局 第三土木課 電話: 03-3967-1781 府中中央防災センター